

除染作業等に係る総合対策

1 目的

福島労働局（以下「局」という。）においては、福島県の復旧・復興に向けて除染作業等が平成 24 年に本格的に開始されて以降、当該作業に従事する労働者の安全衛生や労働条件の確保対策を最重点課題として取り組んできたところである。この間、平成 29 年 4 月までに双葉町・大熊町を除く避難指示解除準備区域・居住制限区域の解除が実現するなど避難指示の解除が進み、福島県の復興に向けた取組には着実な進展が見られる一方、双葉町・大熊町をはじめ 7 市町村に帰還困難区域がある状況にある。

こうした状況を踏まえ、国において復興を加速化するため、平成 29 年 5 月 19 日に福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正福島復興再生特措法」という。）が施行され、政府一丸となって、帰還困難区域の 1 日も早い復興を目指して取り組んでいくこととされたところである。

今後は帰還困難区域における除染作業等が本格化してくることが想定され、これまで以上に労働者の健康確保と労働条件の確保対策を最重点課題として取り組む必要があるため、局では、これまでに実施してきた累次の対策を整理の上、特に労働者の線量管理と被ばく低減化の促進を徹底させるため、監督指導や個別指導（以下「監督指導等」という。）のほか、各種要請等を実施すること等により、除染作業等における労働関係法令の履行確保及び遵法水準の向上を図ることとする。

2 除染作業等をめぐる状況

(1) 労働災害発生状況

除染作業現場における過去 5 年間の労働災害発生状況は別添 1 のとおりである。直近の平成 28 年では休業 4 日以上死傷者数は 51 人（挟まれ・巻き込まれ、転倒、墜落・転落で約半数を占めている。）で復興工事現場全体の労働災害の 66%を占めており、死亡者数も 2 人（建設用機械の転倒によるもの、熱中症によるもの）となっている。

また、一部には、現在でも防護服を着用しての除染作業等もあることから、熱中症予防対策の継続的な取組も必要である。

(2) 行政指導関係

ア 監督指導状況

県内の除染作業等に係る監督指導結果については、定期的に公表してきたところであるが、平成26年1月から平成28年12月までの3ケ年について取りまとめると、別添2のとおりである。

安全衛生関係で多く違反が認められた項目は、次のとおりであった。

除染電離則関係では、作業場所の事前調査（第7条）、健康診断結果の報告（第24条）、放射線量の測定（第5条）、保護具の使用（第16条）であった。

除染電離則関係以外では、元請の下請に対する指導（安衛法第29条）であった。

労働条件関係で多く違反が認められた項目は、次のとおりであった。

割増賃金の支払（労基法第37条）、法定労働時間（同法第32条）、賃金台帳の作成（同法第108条）、労働条件の明示（同法第15条）、定期賃金の支払（同法第24条）、就業規則の作成・届出（同法第89条）、労働者名簿の作成（同法第107条）であった。

イ 集団指導・関係機関と連携による安全パトロール状況

別添3のとおり、除染電離則の履行確保及び遵法水準を向上させるための集団指導を実施し、元請事業者や除染組合を中心に監督指導等結果状況等の説明を行った。また、別添4のとおり、発注者（環境省福島地方環境事務所、福島県、関係市町村）と連携し、合同安全パトロールを定期的実施するなどの取組を行った。

ウ 違法派遣対策関係指導状況

平成27年度以降の取組状況は、別添5のとおりであり、元請事業者に対する訪問指導等の実施に際しては、併せて傘下の下請事業者に対しても偽装請負や違法派遣防止の周知・啓発等を依頼した。

エ 上記ア～ウまでの指導において認められた問題点

上記ア及びイにおける指導結果からは、安全衛生関係では労働者の健康管理に直結する放射線量の測定等の被ばく管理に関する法違反等が未だ認められる。また、労働条件関係では割増賃金の支払等、労働者の生活に直結するものや労働条件の明示等基本的な労働条件に係る法違反が未だ認められる。

また、上記ウにおける指導結果からは、請負事業者が人材確保難から違法な手段により労働者を確保しているような事案も未だ散見される。

以上のことから、事業者による自主的な法令遵守への取組をより一層促進させ、適切な労務管理の下で除染作業等に携わる労働者の被ばく低減化を含めた健康管理及び安全管理を図る必要がある。

オ 求人受理時の取組状況

現在、福島県市町村除染地域における除染実施状況（平成 29 年 8 月末：福島県発表）は、住宅は計画の 99.9%、道路は同 91.5%、公共施設等は同 99.1%が終了している。この結果、除染関連求人は前年同月比で減少が続き、除染求人数は平成 29 年 9 月において前年同月比 81.5%（353 人）の大幅な減少となっている。

そのような中、これまで別添 6 のとおり求人受理時の取組を行ってきたところであるが、求人票の記載内容と実際の労働条件が異なっている等の苦情は依然として認められる。

今後とも同取組を継続する必要がある。

(3) 除染等電離放射線健康診断結果の状況

福島県内における除染電離則に基づく除染等電離放射線健康診断結果報告では、平成 28 年の受診者数 14,599 人に対し有所見者数 1,276 人（有所見率は 8.7%）となっている。全国での有所見率 8.2%及び電離則に基づく電離放射線健康診断の結果報告での全国での有所見率 8.4%と比べてやや高い数値となっている。

このため、除染等電離放射線健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、医師等からの意見聴取を行うよう指導し、事後措置を適切に実施させる必要がある。

(4) 労働相談の状況

労働相談件数の状況は別添 7 のとおり、平成 28 年度に大きく減少したが、今後は除染作業等の発注減少・事業終了に伴い、賃金不払や解雇等のトラブルが増加することが懸念される。

今後とも、労働基準関係法令の履行確保に併せ、相談に対する個別労働紛争解決制度の活用、また、企業に対する適切な労務管理のための啓発指導等、適切な対応を図る必要がある。

(5) 労災保険給付申請の状況

平成 29 年 9 月末日現在、除染作業員の電離放射線障害に係るがんの労災保険給付請求は 1 件となっている。

3 今後の除染作業等への対応

(1) 今後の除染作業等

改正福島復興再生特措法施行により、今後、「特定復興再生拠点区域」において除染作業等が開始される見込みである。なお、当該除染は国直轄の事業となる。

除染特別地域（＝国直轄除染）について、除染実施計画に基づく面的除染は平成 28 年度末でほぼ終了している。平成 29 年度は、まだ地権者から同

意が得られていない土地の除染や、フォローアップ除染などの実施が予定されているが、今後の主たる除染作業等は帰還困難区域内での除染である。

また、市町村除染についても、平成 28 年度でほぼ除染は終了しているが、南相馬市等の一部においては、ため池除染が行われている。

なお、除染特別地域等の各市町村においては、調査の上で、ため池放射性物質対策として底部に溜まった汚泥除去工事が行われるほか、空間線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回った地域でこれまで除染されていなかった道路側溝に溜まった堆積物除去工事が行われる。これらの工事は、平成 32 年度まで実施される見込みとなっている。

その他、中間貯蔵施設に搬入されていない除去土壌等が各地の仮置場に存在しているが、順次搬入のための輸送作業が開始されている。

(2) 今後の対応

ア 作業者の安全衛生及び労働条件の確保

(ア) 除染現場等の情報の把握

局においては、環境省福島地方環境事務所、福島県生活環境部除染対策課から除染作業等の情報を入手し、速やかに当該現場を所管する労働基準監督署（以下「署」という。）に情報提供を行うこととする。

署においては、市町村等から定期的に除染作業等の発注情報を入手するほか、必要に応じて、福島県建設業協会各支部や除染協同組合等から除染作業等の情報の入手に努めることとする。

(イ) 事業者による自主的な法令遵守への取組の促進

署においては、除染作業等の情報を把握した際に、元請事業者に対して、別添 8 の要請文並びに別添 11 の「法令遵守のためのチェックリスト」及び関係リーフレットを送付することとする。

(ウ) 関係団体及び発注者に対する要請

局においては、福島県建設業協会、建設業労働災害防止協会福島県支部等の関係団体に対して別添 9 により、発注者（福島地方環境事務所及び福島県生活環境部除染対策課）に対して別添 10 により要請を行うこととする。

署においては、発注者（市町村）に対して別添 10 により要請を行うこととする。

(エ) その他の実施事項

① 署において、年間を通じ、継続的に除染作業等を行っている現場に対する監督指導等を実施することとする。

② 署において、元請事業者及び発注者を構成員とした会議の機会を利用して必要な指導等を実施することとする。

③ 必要に応じて局署合同パトロールを実施することとする。

①～③の指導時には、建物の解体作業については、事前に石綿等の使用の有無等の確認を確実に実施させ、使用が認められた場合には石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に沿った取扱いを行うよう指導することとする。

(オ) 労災保険制度の周知

局及び署においては、迅速かつ適正な労災保険給付の実施を図るため、あらゆる機会を通じて、除染作業等を行う事業者はもとより、除染作業等に従事する労働者に対して関係リーフレットを活用するなどにより労災保険制度の周知に努めることとする。

イ 違法派遣等の防止

局においては、次のとおり対応する。

(ア) 関係機関との連携による周知・啓発及び違法事案の把握

除染作業等を行う事業者に対して、環境省福島地方環境事務所、福島県、福島県警察本部、市町村、局等の関係機関が参加する各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の周知・啓発を行うとともに、関係機関と連携し、違法事案の把握に努め、違法派遣の疑いのある事案については、速やかに調査、指導を行うこととする。

(イ) 元請事業者に対する指導

偽装請負や違法派遣の防止を呼びかけるリーフレット等を元請事業者に対して送付することや除染作業等の現場事務所への訪問指導等により、除染作業等における適正な請負を要請することとする。

(ウ) 発注者への訪問による違法派遣防止等の周知

発注者を訪問し、受注事業者（「元請事業者及び下請事業者」を指す。以下同じ。）に対して、リーフレット等を活用した偽装請負の防止等について、周知・啓発を依頼することとする。

(エ) 国発注「県内仮置場から中間貯蔵施設への除去土壌の運搬」業務に係る違法な人材確保の防止

除去土壌の運搬業務について、違法な手段による運転手の人材確保を防止するため、受注事業者に対し、リーフレット等を活用した周知・啓発等を行うこととする。

(オ) 違法派遣事案の対応

違法派遣の疑いのある情報を把握した場合や除染作業等に従事する労働者から違法派遣に関する申告・相談があった場合には、関係事業者に対して速やかに調査を実施し、迅速・的確な指導を行うこととする。

なお、除染作業等に従事している労働者に対して、相談窓口のリーフレット配布により、引き続き除染現場における違法派遣等の情報収集を図ることとする。

ウ 求人募集時の取組

(ア) 求人内容の確認

ハローワークにおいては、除染作業等に係る求人票の正確性、明確性確保に関する一層の取組強化のため、求人受理時に労働基準関係法令違反有無等についての求人内容の確認を徹底することとする。

(イ) 年少者の就業禁止に関する周知

ハローワークにおいては、年少者就業禁止等の関係リーフレットの備付けや配布を行い、周知を行うこととする。

4 重大又は悪質な労働関係法令違反が認められた事案への対応

重大又は悪質な労働関係法令違反が認められた事案については、送検手続や告発等の司法処分をとることを含め厳正に対応することとする。